

中核的労働基準に関する方針声明

1. 児童労働を行わない

就業規則(第2章第6条)に基づき、18才未満の者を採用し働かせることはしない。

2. 強制労働を行わない

就業規則(第3章および第4章)に基づき、従業員の労働の権利や安全を守り、安心して業務に専念できる環境を維持する。

3. 職業および雇用における差別をしない

就業規則(第4章)および賃金規程(第3条)に基づき、いかなる場合においても国籍、性別、信条、社会的身分を理由に差別をすることはしない。

4. 団体交渉権を尊重する

弊社は従業員と労使協定(36協定)を締結し、労働条件に改善の必要があれば従業員代表および全体の意見を聴き、改善に向けて最善の努力をする。

株式会社 賢工製版